

広報紙



う え き



平成26年

10月号

第53号

発行：植木町合併特例区協議会 熊本市北区植木町岩野 238-1 ☎272-1111

ホームページ：<http://uekimachitokureiku.hinokuni-net.jp/>



温泉花火

夜空を照らす！

8月27日に延期されていましたが、第30回植木温泉納涼花火大会が開催されました。会場の合志川河川敷一帯には県内外から約2万3千人が詰め掛け、夜空を彩った約5千発の花火を楽しみました。

第11回合併特例区協議会

9月5日報告5件について審議しました。主な内容は次のとおりです。

平成27年度より①農業集落排水使用料を、下水道使用料の改定に伴い下水道使用料金に合わせたものにする②水道水以外(井戸水や雨水)の使用に対する下水道使用料を、定額制から世帯人数や用途に応じたものに見直すとの報告がありました。

②では、約120世帯が対象とのことだが、どのように周知するのかとの質問に対して、11月ごろ対象家庭に調査票を送り説明を図りたいとの回答でした。

③合併記念碑の制作については、北区役所正面東側に設置したい旨報告があり、了承しました。



▲協議会開催風景

部会活動報告

市の使用料体制へ

部会は8月20日に開催し、合併特例区終了後の体育施設使用料の変更についてと、熊本市植木文化ホール条例の制定に関する2件について協議を行いました。

平成27年3月23日の利用分から体育施設については、これまでの旧植木町の使用料の適用が廃止され、現在の熊本市の体育施設と同じ使用料になります。また、予約方法などについても旧熊本市と同様になるため部分的な変更が生じます。

部会員からは、取扱変更の文書は図式やイラストを挿入して分かりやすいように工夫して住民周知が図れるようにしてもらいたいなどの意見がありました。

コミュニティ部会



▲植木総合スポーツセンター

福祉教育部会

特別養護老人ホーム「かなんの杜」^{もり}

部会と担当課職員8名は、8月オープンの「かなんの杜」を訪問しました。この施設は、要介護1～5の認定を受けた方を対象に病気や障がいのため通常の生活が困難な方の介護や機能訓練を行う施設です。1階がデイサービス(通所)30名、2階がショートステイ10名、3階から5階が特別養護老人ホーム60名で、全室ユニット型の個室となっています。更に施設には災害時の「緊急福祉避難施設」として熊本市と協定が交わされることになっており、水や食糧の備蓄倉庫も完備されておりました。

施設長は「お一人、おひとりの想いに寄り添ってサポートし、ご家族の安心と地域社会との共生を使命と考えている」と熱く語られました。

部会員からは、「入所にあたっては地域優先を」と要望しました。



▲「かなんの杜」外観イラスト

熊本北、植木バイパスの状況は！

部会は9月8日、バイパス建設状況の視察を行いました。熊本北バイパスは昭和48年度に事業化され、熊本市及び周辺地域の交通混雑の緩和及び幹線道路としての交流機能、連携機能の確保を目的として計画され、現在、飛田バイパスまで供用されています。今後、飛田から四方寄町までの工事も国土交通省の努力もあり、来年3月には開通予定とのことです。

植木バイパスは、植木町鞍掛から四方寄町間の5.6kmが整備中で、植木町を通過する交通がバイパスへ転換することにより、現在、国道3号の市街地周辺地域の交通混雑が緩和され、交通安全の確保が図られます。しかし、用地交渉中のところもあり、国交省としても鋭意努力するとのことでした。部会は、早期の完成を要望しました。

地域振興部会



▲北バイパス車道上にて説明を受ける

合併特例期間終了に伴う市税に関する変更について

植木町地域の市税に関する制度につきましては、合併後も旧植木町の税率(都市計画税・事業所税は課税免除)を適用してきましたが、合併協議に基づき平成27年3月31日をもって5年間の経過措置が終了となることから、変更内容についてお知らせいたします。

Q. 特例期間終了後、どんな税の変更があるの？

- A. 1 平成27年度から都市計画税の課税が始まります。
2 固定資産税の土地評価方法等が変わります。
3 法人市民税が変わります。4 事業所税の課税が始まります。5 入湯税が変わります。

Q. その一つひとつについて教えてください。

- A. 以下で各制度の変更内容について説明します。

1 都市計画税

平成27年度から都市計画税の課税が始まります。都市計画税とは、都市計画事業又は土地区画整理事業に要する費用に充てるために課税される税です。課税の対象となる資産は都市計画法による都市計画区域のうち、**市街化区域内に所在する土地及び家屋です。**(市街化区域については次ページの市街化区域区分図を参照してください)納税義務者は当該資産(土地・家屋)の所有者になります。税額の計算方法などについては以下のとおりです。

(1) 税額の計算方法 課税標準額 × 税率(税率は0.2%)

(2) 課税標準額

土地、家屋ともに固定資産税の課税標準となるべき価格です。なお土地の住宅用地に係る課税標準額の特例措置については、小規模住宅用地(200㎡以下の住宅用地)価格の3分の1、一般住宅用地(小規模住宅用地以外の住宅用地、たとえば300㎡の住宅用地であれば、200㎡分が小規模住宅用地で、残りの100㎡分が一般住宅用地となります)価格の3分の2となります。固定資産税について免税点未満のものは、都市計画税はかかりません。

【都市計画税の課税イメージ】

住宅用地(住宅が建っている土地 200㎡以下)の場合: 土地の評価額 6,000,000円と仮定

平成26年度の課税計算例(単位:円)	
固定資産税	税率1.4%
課税標準額	$6,000,000 \times 1/6 = 1,000,000$
税相当額	$1,000,000 \times 1.4\% = 14,000$

平成27年度の課税計算例(単位:円)			
固定資産税	税率1.4%	都市計画税	税率0.2%
課税標準額	$6,000,000 \times 1/6 = 1,000,000$	課税標準額	$6,000,000 \times 1/3 = 2,000,000$
税相当額	$1,000,000 \times 1.4\% = 14,000 \dots \textcircled{1}$	税相当額	$2,000,000 \times 0.2\% = 4,000 \dots \textcircled{2}$

※ $\textcircled{1} + \textcircled{2} = 18,000$ 円課税となります。(建物部分は別途課税となります)

非住宅用地(更地や事務所など建っている土地)の場合: 土地の評価額6,000,000円と仮定

平成26年度の課税計算例(単位:円)	
固定資産税	税率1.4%
課税標準額	$6,000,000 \times 0.7 = 4,200,000$
税相当額	$4,200,000 \times 1.4\% = 58,800$

平成27年度の課税計算例(単位:円)			
固定資産税	税率1.4%	都市計画税	税率0.2%
課税標準額	$6,000,000 \times 0.7 = 4,200,000$	課税標準額	$6,000,000 \times 0.7 = 4,200,000$
税相当額	$4,200,000 \times 1.4\% = 58,800 \dots \textcircled{1}$	税相当額	$4,200,000 \times 0.2\% = 8,400 \dots \textcircled{2}$

※ $\textcircled{1} + \textcircled{2} = 67,200$ 円課税となります。(建物部分は別途課税となります)

2 固定資産税土地の評価方法の変更

平成27年度評価替時に植木町地区の固定資産税土地評価において以下のような変更が行われます。

(1) 宅地等の評価方法の変更

植木町地区の宅地等の土地評価については、平成27年度から市街地宅地評価法により評価することになります。市街地宅地評価法とはいわゆる路線価方式といわれるもので、

街路ごとに宅地の1平方メートルあたりの価格を表す路線価を付設し、この路線価に基づいて所定の画地計算法を適用し各筆の評価を行うものです。

(2) 雑種地の評価方法の変更

植木町地区の雑種地評価については、これまでの評価額は宅地の4割を目途に評価しておりました。平成27年度の評価替えにより市街化区域内の雑種地の評価額は宅地の7割、調整区域内の雑種地の評価額は宅地の5割を目途に評価することとなります。

(3) 国土調査に基づく課税地積の変更

植木町地区の国土調査完了地区については、国土調査後の地積が調査前の地積より大きい場合は、調査前の地積を課税地積とし、固定資産税を課税していました。平成27年度からは国土調査後の登記地積を課税地積として、固定資産税及び都市計画税を課税することとなります。

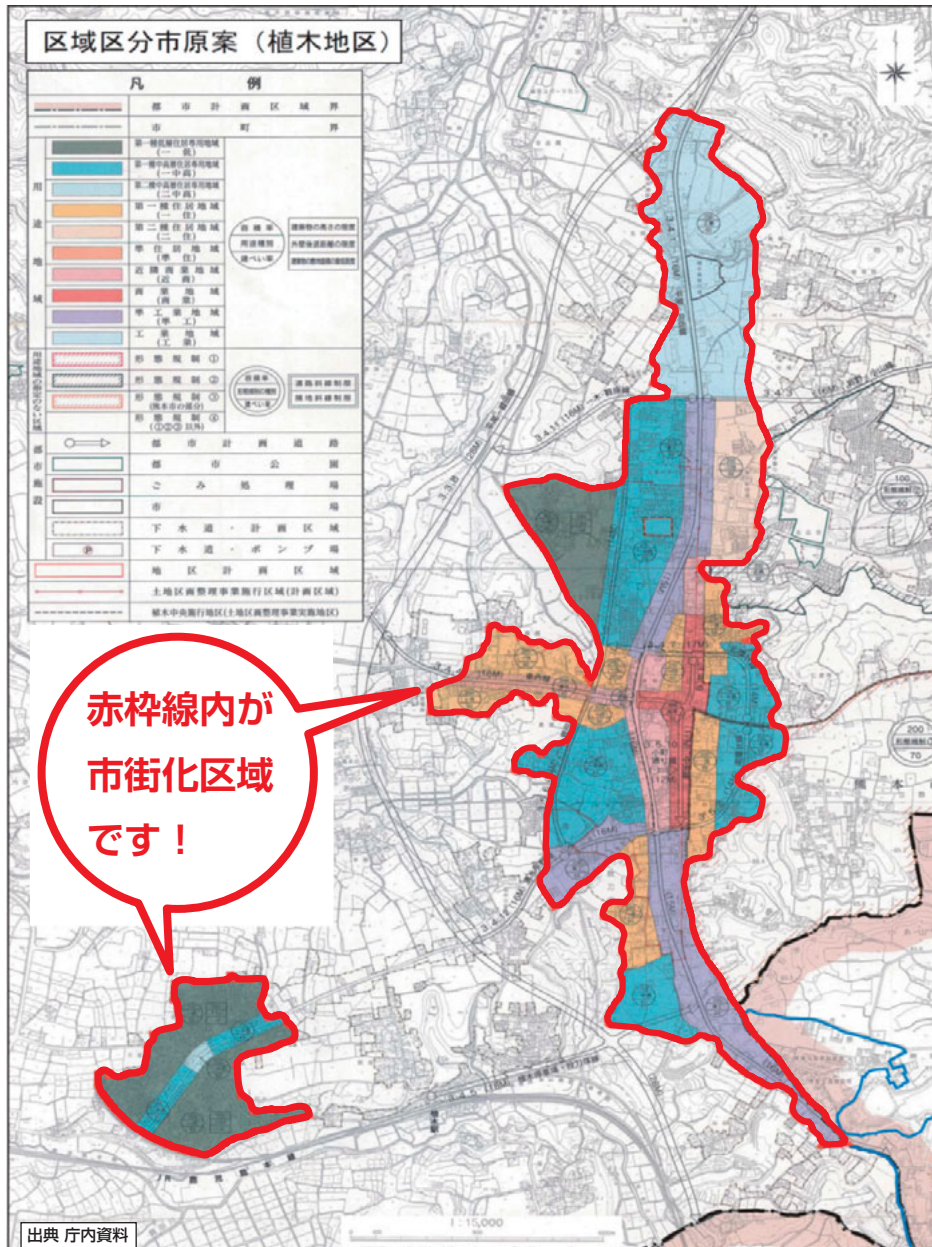
(4) 農地等の評価単位の変更

植木町地区の農地及び山林の評価については、小字単位で評価していました。平成27年度から山林及び調整区域の農地については、町(大字)単位で単価を設定し評価することとなります。

なお、市街化区域内の農地については、平成25年度から市街化区域農地として評価を行っております。

1,2 のお問い合わせ先 北税務課 固定資産税班 096-272-1114
課税管理課 土地班 096-328-2195

【市街化区域区分図】



3 法人市民税

区内に事務所・事業所がある法人で、法人税額(国税)を基礎とした法人税割と収益の有無にかかわらず負担する均等割があります。

- ・ 税 率 (1) 均等割…制限税率 (2) 法人税割…14.7%

4 事業所税

事業所税は、一定規模以上の事業を行っている事業主に対して課税される税金で、都市環境の整備及び改善に関する事業の財源にあてるための目的税です。

- ・ 納める方 (1) 資 産 割…市内全域の事業所等の床面積の合計が1,000平方メートル(免税点)を超える規模で事業を行う法人又は個人
(2) 従業者割…市内全域の事業所等の従業者数の合計が100人(免税点)を超える規模で事業を行う法人又は個人
- ・ 税 率 (1) 資 産 割…事業所床面積(平方メートル)×税率 600円
(2) 従業者割…従業者給与総額×税率 0.25%

5 入湯税

入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興に要する費用に充てるため、鉱泉浴場(温泉施設)の入湯客に対して課税される目的税です。

- ・ 税 率 1人1日につき150円

3、4、5 のお問い合わせ先 税制課 法人課税班 096-328-2173

田原坂ウォークラリー2014のお知らせ



- 【日 時】平成26年11月3日(月・文化の日)
午前8時30分～午後1時(予定)
- 【場 所】田原坂公園(受付・開会・スタート・ゴール・抽選会)
- 【内 容】田原坂公園周辺約7.5kmのコースを歩くウォークラリーイベント
- 【参加料】一人100円
- 【定 員】750名(先着順)
- 【申 込】平成26年10月1日(水)～19日(日)
熊本市コールセンター(ひこまるコール)へ
(電話) 096-334-1500
(ファックス) 096-370-2002
- 【問合せ】植木まちづくり交流室(電話)096-272-6906

北区農産物の朝市(秋季)開催のお知らせ



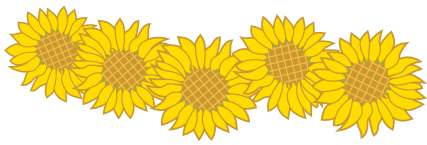
- 新鮮な野菜を持ち寄り、農家の方が対面で販売する「北区農産物の朝市」。北区で栽培された旬の農産物をご賞味ください。植木会場ではフリーマーケットも同時開催します。さらに、「北区いきいき健康まつり2014」も同時開催します。
- 【日 時】10月19日(日) 午前8時半～11時半
- 【会 場】植木文化センター前広場
※防災フェア、Uekiもんマルシェと併催
- 【問合せ】北区役所農業振興課
(電話) 096-272-1117

～合併記念碑制作設置にかかる入札参加者の公募について～

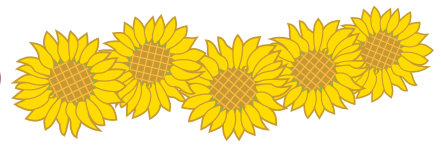
植木町合併特別区において、記念碑の制作設置にかかる入札参加希望業者を公募いたします。詳しくは、北区役所総務企画課(電話 096-272-1110)へお尋ねいただくか、または、植木町合併特別区ホームページをご覧ください。
【ホームページアドレス <http://uekimachitokureiku.hinokuni-net.jp/>】

10月の各種相談

各種相談	相談日	時間	場所
植木ふれあい相談所 (植木心配ごと相談所)	毎週木曜日	10:00～12:00	熊本市社会福祉協議会北区事務所
年金相談 *予約制 272-6905	第4木曜日	10:00～15:00	北区役所 2階 会議室
行政相談	10月16日(木)	13:30～15:30	北区役所 1階 相談室 104
特別行政相談	10月30日(木)	9:30～15:00	北区役所 1階 相談室 104
人権相談	第1・第3木曜日	9:00～12:00	北区役所 1階 相談室 104
消費生活出張相談	毎週月曜日	13:00～16:00	北区役所 1階 相談室 101



まちのわだい



▲8月12日 第1回北区わくわくバスツアー(親子対象)
1回目のバスツアーを開催し、親子32名参加のもと、区内の施設を巡り楽しい夏休みの思い出を作りました



▲8月16日 山本夏祭り
山本校区の夏祭りが12年ぶりに山本小学校で開催されました



▲8月23日 全国中学生弓道大会(於:東京都)
鹿南中3年の松本あすかさんが個人女子の部で見事優勝しました



▲8月24日 市政リレーシンポジウムin北区
区民とつくる「健康まちづくり」をテーマに植木文化センター多目的ホールにて開催



▲8月27日 たそご夢夏まつり2014
米塚橋下にて開催。太鼓出演は植木北中



▲9月15日 町内各地で敬老会が開催されました
(写真は植木校区敬老会にわかの一場面)

まちの行事予定及びお知らせ

- 10月 6日(月):第12回合併特別区協議会定例会(傍聴可)
- 10月15日(水):学校開放日(お出かけください)
- 10月16日(木):植木町戦没者追悼式
- ※予定は変更になることがあります。
- ◎吉松校区・田底校区で青少年健全育成協議会が設立されました。

●個人市県民税(普通徴収) 第3期納期は、10月末までです!

編集後記

収穫の秋、今年の実り期して待っておられることと存じますが、8月に入り本当に雨が多く、世間では8月梅雨という話がありました。9月に入り天候も回復し、田んぼの稲(お米)の豊作を望まずにはいられません。また、スポーツの秋でもあり健康増進のためにもスポーツに親しんでもらいたいと存じます。

田中 忠正